

評価書様式

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人空港周辺整備機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度（第4期）
	中期目標期間	平成30年度～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	航空局航空ネットワーク部	担当課、責任者	大臣官房参事官（航空戦略） 東田 晃拓
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 渋武 容
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年6月16日 理事長・監事ヒアリング</li> <li>令和5年7月3日、4日 外部有識者からの意見聴取（敬称略） <ul style="list-style-type: none"> <li>屋井 鉄雄 東京工業大学特命教授・名誉教授（7/3）</li> <li>熊谷 則一 涼風法律事務所弁護士（7/4）</li> <li>安河内恵子 九州工業大学教養教育院教授（7/4）</li> </ul> </li> </ul>

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
		B	B	B	B	B
評価に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき、項目別評価の算術平均(以下算定式のとおり。)に最も近い評価が「B」であること及び以下の「法人全体に対する評価」等を踏まえ、「B」評価とする。</p> <p>【項目別評価の算術平均】</p> $(B3点 \times 18項目 + B3点 \times 1項目 \times 2) \div (19項目 + 1項目) = 3.0$ <p>※なお、算術にあたっては、評価毎の点数をS：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い1項目については、加重を2倍としている。</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、安定的な経営が実現できていることから、法人全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	該当なし
その他特記事項	(外部有識者からの意見) 該当なし

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
再開発整備事業	C	A	B	B	B	1. (1)	
住宅騒音防止対策事業	B	B	A	A	B	1. (2)	
移転補償事業	B○ 重	B○ 重	B○ 重	B○ 重	B○ 重	1. (3)	
緑地造成事業	B	B	B	B	B	1. (4)	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務改善の取組						2. (1)	
業務運営の効率化	B	B	B	B	B	2. (1)①	
事業費の抑制	B	B	B	B	B	2. (1)②	
一般管理費の抑制	B	B	B	B	B	2. (1)③	
契約の適正化・調達合理化	B	B	B	A	B	2. (1)④	
給与水準の適正化	B	B	B	B	B	2. (1)⑤	
業務のデジタル化及びシステムの最適化	B	B	A	B	B	2. (2)	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算（人件費の見積りを含む。）、収 支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	3. (1)	
短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	3. (2)	
不要財産又は不要財産となることが 見込まれる財産の処分に関する計画	-	-	-	-	-	3. (3)	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供 する計画	-	-	-	-	-	3. (4)	
剰余金の使途	-	-	-	-	-	3. (5)	
IV. その他の事項							
適切な内部統制の実施	B	B	B	B	B	4. (1)	
情報セキュリティ対応等の取組の推 進	B	B	B	B	B	4. (2)	
空港と周辺地域の共生と連携の強化						4. (3)	
国及び関係自治体との連携	B	B	B	B	B	4. (3)①	
広報活動の充実	B	B	A	B	B	4. (3)②	
地域への啓発活動	B	B	B	B	B	4. (3)③	
地域住民のニーズの把握	B	B	B	B	B	4. (3)④	
運営権者への円滑な環境対策事業承 継に向けた取組の推進						4. (4)	
研修員の受入れ	B	B	B	B	B	4. (4)①	
業務の可視化パターン化の推進	B	B	B	B	B	4. (4)②	
騒防法第 29 条第 1 項に規定する積 立金の使途	-	-	-	-	-	4. (5)	

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※4 「項目別調書 No.」欄には、元年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (1)	再開発整備事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
契約(貸付)状況	—		34件	33件	31件	31件	30件		事業収入(千円)	606,153	606,895	613,317	615,450	615,450
契約(貸付)率	—		100%	97.0%	100%	100%	100%		支出(千円)	584,970	557,348	568,880	565,014	521,104
経費率	—		96.5%	91.8%	92.8%	91.8%	84.7%		(うち業務支出(千円))	506,270	479,304	526,549	561,558	517,648
									(うち借入金償還等(千円))	78,700	78,044	42,331	3,456	3,456
定期巡回全施設月1回の実施	—		100%	100%	100%	100%	100%		予算額(千円)	493,592	491,490	492,032	491,705	494,773
									決算額(千円)	474,088	444,795	456,935	456,645	410,532
全貸借人との面談等年1回以上	—		67.7%	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)	464,904	441,752	476,026	553,420	496,616
									経常利益(千円)	90,633	113,048	85,464	12,460	67,616
									行政コスト(千円)	464,904	441,752	477,474	553,420	496,633
									職員数(人)	5	5	5	5	5

注) 契約(貸付)状況・率は令和4年3月末現在

注) 支出額は一般管理費(管理勘定)を含む。

予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費(管理勘定)を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 再開発整備事業 再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。 本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。 今後も地域との共生に資するため、賃借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていくこと。 ※航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など） 【指標】 ・定期巡回による全施設月1回の点検実施 （平成28年度実績全施設月1回の点検実施） ・全賃借人との情報交換のための面談年1回以上 （平成28年度実績一部賃借人と面談）</p>	<p>福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。 (1) 再開発整備事業 地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、賃借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていく。 （指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施） （指標：全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上）</p>	<p>福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。 (1) 再開発整備事業 次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。 イ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設（1施設）について、賃借人との面談を踏まえて退去に向けた交渉を進めることとし、安全に関わる様々なリスクの観点から対応策を検討しつつ、適切な施設保全に努める。 ロ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検を実施し、大型施設以外の施設についても計画的に修繕を行っていくなど維持管理を適切に実施する。 ハ 事業の健全性の確保を図るため、騒音斉合施設賃借人と情報交換や面談を行うなどにより、経営状況の把握に努める。 （指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施） （指標：全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上）</p>	<p>&lt;主な指標等&gt; 1. 老朽化施設の保全 2. 騒音斉合施設の維持管理 3. 事業健全性の確保 4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況</p> <p>&lt;定量的指標&gt; ・定期巡回による全施設月1回の点検実施 ・全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 〔1. 老朽化施設の保全〕 ○耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設の立退きについては、耐震性能など安全性の観点も踏まえ、弁護士と相談のうえ、立退きを前提とした交渉を進めている。 〔2. 騒音斉合施設の維持管理〕 ○新たな「騒音斉合施設全体修繕計画」に基づいた大規模改修工事や修繕を行った。 【修繕箇所】 ・大型施設2件 ホームセンター （防火シャッター改修、防水改修） ○全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を実施した。 なお、定期巡回時は、外観の目視点検だけでなく、賃借人と面談することで、詳細な施設の稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。 また、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を徹底した。 【定量的指標】 「定期巡回による全施設月1回の点検実施」の実施率は100%であった。 〔3. 事業健全性の確保〕 ○経営状況の悪化等による再開発事業への影響等に鑑み、全賃借人28者と面談を実施するとともに、第三者の調査機関等からの情報収集を行い、賃借人の経営状況を把握するための調査を行った。 ○昨年からの撤退の意向を示していた事業者（温泉施設業）の撤退に際し、相手方と綿密な調整を重ね、賃料回収も含め適切に手続きを進めた。 ○支払遅延に備え、毎月、貸付料の入金確認を行うことで、滞りなく納入期限内の賃料回収を行った。 【定量的指標】 「全賃借人との情報交換のための面談等年1回以上」の実施率は100%であった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定： B ・これまで、賃借人との面談を重ね、適宜、意向の確認や相談にも応じてきたところであり、令和3年度、弁護士立会いのもと定期賃貸借契約書（案）を提示して契約期間の終了日を明確に示してきたが、賃借人側の事情により立退きには至っていない。引き続き、弁護士と相談しながら交渉を継続していく。 ・当該計画的修繕により、施設の継続的な安全性を確保するとともに適切な維持管理を実施することができた。 また、予防保全（照明設備交換）を行ったことで、資産の維持管理が適切に図られた。 ・定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを早期かつ的確に把握することができ、その取り組みが確実に実施されたことで、緊急修繕が実施されるなど適切な維持管理が図られた。 ・大型施設4件 ホームセンター （駐車場修繕、駐車場陥没補修、フラッシュバルブ交換、排煙塔屋根塗装） ・大型施設以外6件 運送業（污水管修繕） 運送業（照明設備修繕、コンセント設備修繕、シャッタースラット取替） 運送業（屋根防水修繕） 温浴施設業（駐車場現状回復） ・賃借人との面談及び調査機関等からの情報を分析することにより、賃借人の経営状況を詳細に把握することができ、貸付料滞納などのリスクに備えることができた。 また、大井その2（商業施設）賃借人から ・営業時間 ・駐車場管理方式 について、変更申し出がなされ、大家として事業継続性確保の観点も踏まえ、店子の要望を地元町内会長や関係団体に対し説明を迅速に行い、滞りなく了承を得ることができた。これにより事業が円滑に継続され、かつ、関係者間とも良好な関係を構築することができた。 ・日頃から賃借人とのコミュニケーションを</p>	<p>評定 B &lt;評定に至った理由&gt; 機構は、空港周辺のまちづくりに貢献しつつ事業の健全性の確保を求められていることから、再開発事業においては、賃貸物件からの退去者を出さず、かつ、地価等の上昇分を適切に賃貸料に反映させる等、収支の改善に取り組むとともに施設の維持管理についても適切に行う必要がある。 定量的指標については100%達成しているほか、以下のような成果が認められることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 1. 老朽化施設の保全（倒壊の恐れのある施設への対応） ・耐用年数を経過し老朽化の著しい3施設のうち残る1施設についても立退き交渉を継続中であり、契約期間の終了日を明確に示すため定期賃貸借契約案を提示する等、立退きに向け働きかけを行っているが、賃借人の経営上の理由や代替地の確保が困難なことから立退き合意には至っていない。立退きに向けた粘り強い取り組みが期待される。 2. 騒音斉合施設の維持管理 ・福岡空港運営会社への承継にそなえ、大型施設以外の建物についても建築物の長寿命化への取り組みとして修繕計画を策定済。全施設の維持管理を適切に進めることで、承継後も良好な状態で賃貸できるよう維持管理に努め、承継後の適切な施設保全を見据えて取り組んでいる。 計画的な修繕、賃借人との面談、定期巡回による劣化状況把握や修繕要求に基づく改修・修繕工事等を着実に実施し、賃借人との信頼関係を向上させている。 また、定期巡回に加えて緊急巡回を行うことで緊急修繕が必要な箇所を発見する等、維持管理が適切に行われた。 さらに、施設の予防保全を行うことにより、資産の維持管理が適切に行われている。 3. 事業健全性の確保 ・賃借人と面談などを行うことにより経営状況をより詳細に把握し、賃貸料滞納や退去のリスクに備え事業継続性の確保を図るとともに、施設の資産価値を保全するため経費率を84%に抑えるなど、事業の健全性、財務状況の改善に寄与した。 4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況 ・令和5年3月末時点において賃貸料滞納者はなく、経費率は84%と事業の健全性は図られている。</p>	

				<p>[4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況]</p> <p>○令和4年度末における保有施設30件、うち空き施設は0件である。結果、貸付料の安定的な収入を確保できた。また、収支状況については、施設の修繕等の適切な実施に努めた結果、経費率は84.7%であり、安定した収支の確保につながった。</p>	<p>通じ、多様な相談に真摯に応じてきた結果、円満に手続きを進めることができた。</p> <p>・定期的な入金確認により、支払遅延の発生を未然に防ぐことができた。</p> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>(外部有識者からの意見)</p> <p>・老朽化施設の件は福岡空港運営会社に事業承継する前に何らか解決すべき。上手に交渉してほしい。</p> <p>・賃貸料の滞納もなく、長い期間、空き施設もないなど大変努力していると感じる。ただし、建物の老朽化は地震・災害等を考えるとリスクがあるため、残り1施設の立退き交渉は引き続き努力されたい。</p>
--	--	--	--	---	---	---

#### 4. その他参考情報

予算額と決算額が乖離している主な理由としては、予定していた大規模改修工事案件の入札不調を受けて、発注内容を見直したため。(予算額に対する決算額の割合：▲17.0%)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (2)	住宅騒音防止対策事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
防音工事 (未実施)	—	—	2件	0件	1件	0件	0件		予算額(千円)	52,972	47,493	45,762	44,778	43,131
防音工事 (告示日後)	—	—	1件	1件	1件	0件	0件		実績額(千円)	32,541	35,059	30,279	19,316	22,162
更新工事①	—	—	71台	65台	57台	25台	45台		決算額(千円)	32,541	35,059	30,279	19,316	22,162
更新工事① (告示日後)	—	—	5台	10台	6台	7台	5台		経常費用(千円)	60,248	62,710	58,431	46,724	50,235
更新工事②	—	—	130台	129台	88台	74台	102台		経常利益(千円)	—	—	—	—	—
更新工事② (告示日後)	—	—	2台	7台	2台	4台	3台		行政コスト(千円)	60,248	62,710	58,431	46,724	50,235
更新工事③	—	—	12台	7台	6台	11台	9台		職員数(人)	3	3	3	3	3
問合せ件数 (うち処理済件数)	—	—	554件 (554件)	1104件 (1104件)	1369件 (1369件)	1023件 (1023件)	1126件 (1126件)							
更新工事交付決定 までの処理日数 60日以内	—		100%	100%	100%	100%	100%							

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>(2) 住宅騒音防止対策事業</p> <p>住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域(第一種区域)指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や地方公共団体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事などを行う事業である。</p> <p>今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内</li> </ul> <p>(平成 28 年度実績 60 日)</p>	<p>(2) 住宅騒音防止対策事業</p> <p>「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和 42 年法律第 110 号。以下「騒防法」という。)」に基づく国や地方公共団体からの補助事業として次のとおり取り組む。</p> <p>国、福岡県、福岡市及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。</p> <p>また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。</p> <p>(指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内)</p>	<p>(2) 住宅騒音防止対策事業</p> <p>次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。</p> <p>イ 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を図る。</p> <p>ロ 必要に応じて事業パンフレット、ホームページ等の適宜適切な改善に努めるとともに、自治体広報誌の活用や地域へ出向いた説明など、積極的な事業制度の周知を行う。</p> <p>ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。</p> <p>(指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内)</p>	<p>&lt;主な指標等&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国及び関係自治体との連携</li> <li>事業制度の周知</li> <li>事務処理の効率化、補助金交付決定事務の事務処理の短縮</li> <li>事業実施・予算執行状況</li> </ol> <p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>[1. 国及び関係自治体との連携]</p> <p>○事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者のより一層の緊密な連携を図るため、関係自治体の担当者を対象に、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を毎年開催して、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行った。</p> <p>その他、「連絡協議会」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。</p> <p>&lt;福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日：4月22日</li> <li>開催場所：空港周辺整備機構 会議室</li> <li>議題：令和3年度事業報告、令和4年度事業計画、情報共有等</li> </ul> <p>○「住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会」で議論・検討された新たな制度(更新工事④)について、連絡協議会幹事会において共有を行った。</p> <p>[2. 事業制度の周知]</p> <p>○これまで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告の取組の効果の検証を踏まえたうえで、更に効果的な周知を行うため令和5年度から対象地域を選定したポスティングを実施する予定であり、4年度はその準備作業としてチラシの制作・印刷を実施した。なお、実際のポスティングについては、申請期間を考慮し、5年度の申請開始時期を想定している。</p> <p>また、感染症対策も踏まえた広報活動の一環として、昨年に引き続き、大井地区等へのマスクケースの配布も実施した。</p> <p>○関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布したほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。</p> <p>○福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市博多区 4回(5月・7月・11月・2月号)</li> <li>東区 2回(11月・3月号)</li> <li>大野城市 3回(5月・11月・2月号)</li> </ul> <p>○過去に防音工事を実施した事業対象者(229</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定： B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度当初に毎年継続して、事業の概要・制度、予算等の説明を行うことで、自治体における事業の受付窓口の担当者が制度や手続き方法等について理解が深められ、円滑に事業を執行することができた。</li> <li>対象地域を絞ることで、より対象者の目に触れやすくなるなど、効果的な広報手法と考えている。また、マスクケースなどにQRコードを記載することによって、機構への情報アクセスが容易になり、住宅防音事業のサイトへのアクセス数が2割程度増加し、対象者目線に立った広報手法を図ることができた。</li> <li>関係自治体窓口及び福岡市共同利用会館においてパンフレットを配布、また福岡市共同利用会館ではチラシを掲示することで、より多くの住民に制度を周知することができた。</li> <li>広報誌を見た住民からの問合せは19件であり、事業制度を未だ知らない方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があった。</li> <li>案内の郵送を行った住民からの問合せは31件、申請17件であり、案内を郵送する際に自治体広報誌の発行時期と合わせたことで、相乗効果による一定の効果があった。</li> <li>申請者等からの苦情・意見を踏まえ、案内発送時期や広報誌への事業案内の見直しを行い、円滑な事業推進につなげることができた。また、通話内容を録音することにより、相談内容の聞き漏らしやトラブル発生の防止、また、情報の共有による窓口対応力の向上につなげることができた。</li> <li>申請書が不備の場合、修正箇所をわかりやすく説明した資料を返送することで、申請者の修正に要する負担が軽減されるとともに、担当者においても、再確認時の修正箇所の把握が容易となり、交付決定までの時間が短縮された。</li> <li>更に、進捗表の活用により、処理状況の共有・管理が可能となったことから、申請数全てにおいて目標日数の60日以内に交付決定が行われ、事務処理の効率化が図られた。</li> </ul>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>定量的指標については100%達成しているほか、以下のような成果が認められることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>127件の更新工事交付申請について、全ての空調機器更新工事を実施。平均処理日数は26.3日となり、達成目標の60日以内を大幅に下回っている。</li> <li>円滑かつ着実に事業を進める観点から、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を年度当初に毎回開催し、事業概要や予算等の説明を行うことで関係自治体の担当者に対して事業への理解をより深めさせることができた。</li> <li>自治体広報誌への掲載や、公民館に加え共同利用会館にもパンフレットを配布する等、複数の媒体を利用して事業制度の周知を図った。その結果、自治体広報誌を見た住民から19件の問い合わせがある等、周知効果があったことが認められた。</li> <li>さらに新聞折込みチラシや郵便局を利用した事業制度の案内のほか、事業制度の案内を兼ねたQRコード付きマスクケースの配布等の取組みを継続する等、事業制度の積極的な周知を推進している。</li> </ul> <p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業周知は非常に良い取組。今後も広報・周知活動を実施していく必要があるので引き続き注力していただきたい。</li> <li>事務処理日数の短縮と丁寧な対応のバランスをとりながら引き続き注力してもらいたい。</li> <li>福岡市広報誌には3ヶ月に1回のペースで事業案内を掲載している。このため対象住民はどこのタイミングで必ず見ることができていると思う</li> <li>申請書の記入誤りが多い箇所は、注意事項ではなく、記入例に記載の方が効果的ではないか。また、空気調和機の更新にあたっては現場確認を行うことから、間取り図を省略する等、申請手続きの見直しを検討されたい。</li> </ul>	

				<p>軒)に対し、更新の機会を逃さないよう案内(空調機器更新工事のご案内)を郵送した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新工事① (更新工事の対象となる住宅) 167 軒</li> <li>・更新工事② (更新工事実施後に次の更新工事を行っていない住宅) 62 軒</li> </ul> <p>○住宅騒音防止対策事業に関する相談等の問合せ件数は1,126件で、そのうち苦情は35件だったが、いずれの苦情についても迅速かつ丁寧に対応し、継続中の案件はない。 なお、電話対応窓口でのサービス向上や苦情対策等のため、通話録音システムを活用し、対応力の向上に努めている。</p> <p>[3. 事務処理の効率化、補助金交付決定事務の事務処理の短縮、4. 事業実施・予算執行状況]</p> <p>○補助金交付決定事務の事務処理を効率化・迅速化するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付時 受付時に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封して返送。</li> <li>・交付決定時 進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの計画及び処理状況を職員間で随時共有することで、複数の職員での事務処理が可能となり業務の空白期間を解消し、期首と比較して処理期間の短縮などの取組を行った。</li> </ul> <p>以上の取組により、今年度申請数 127 件全てで 60 日以内に交付決定が行われ(最大処理日数 54 日)、かつ平均処理日数も目標日数を下回る 26.3 日となった。</p> <p>第 4 期中期計画期間中の平均処理日数推移</p> <table border="1"> <tr><td>平成 30 年度</td><td>31.6 日</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>27.8 日</td></tr> <tr><td>令和 2 年度</td><td>25.9 日</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>24.3 日</td></tr> <tr><td>令和 4 年度</td><td>26.3 日</td></tr> </table> <p>【定量的指標】 「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内」の達成率は 100%であった。</p>	平成 30 年度	31.6 日	令和元年度	27.8 日	令和 2 年度	25.9 日	令和 3 年度	24.3 日	令和 4 年度	26.3 日	<p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	
平成 30 年度	31.6 日															
令和元年度	27.8 日															
令和 2 年度	25.9 日															
令和 3 年度	24.3 日															
令和 4 年度	26.3 日															

#### 4. その他参考情報

予算額と実績額が乖離している主な理由としては、予算実施計画に基づく申請件数に対し実績件数が少なかったことによるもの。(予算額に対する決算額の割合：▲48.6%)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (3)	移転補償事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされているため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
実績(現年分)									予算額(千円) (うち繰越分(千円))	2,986,697 (165,450)	920,331 (505,923)	114,978	218,498	455,450
土地	—	—	8件 7524.41㎡	4件 1575.75㎡	1件 446.53㎡	2件 618.40㎡	3件 1,317.74㎡		実績額(千円) (うち繰越分(千円))	1,702,089 (165,450)	856,399 (505,923)	102,918	195,165	281,938
建物等	—	—	6件	3件	0件	2件	0件		翌年度への繰越額(千円)	264,600	—	—	—	—
実績(繰越分)									決算額(千円)	1,460,766	856,399	102,918	195,165	281,938
土地	—	—	1件 622.82㎡	1件 1288.95㎡	—	—	—		経常費用(千円)	1,117,328	1,484,229	159,113	250,045	334,200
建物等	—	—	1件	0件	—	—	—		経常利益(千円)	—	—	—	—	—
照会・相談件数 (うち処理済件数)	—	—	28件 (28件)	29件 (29件)	27件 (27件)	23件 (23件)	42件 (42件)		行政コスト(千円)	1,117,328	1,484,229	159,113	250,045	334,200
測量等の調査開始 から契約までの日数 原則270日以内	—		100%	100%	100%	100%	100%		職員数(人)	6	6	6	6	6

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	<p>(3) 移転補償事業 移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域(第二種区域)の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買入れを行う事業である。今後も、騒音法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。</p> <p>【指標】 ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内(平成 28 年度実績 270 日)</p> <p>【重要度：高】 空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25 年間議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。</p>	<p>(3) 移転補償事業 騒音法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。</p> <p>地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。</p> <p>また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。</p> <p>(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内)</p>	<p>(3) 移転補償事業 騒音法に基づく国からの受託事業として、契約締結までの日数短縮を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>イ 測量や不動産鑑定等の調査、申請者との契約協議や打合せ、建物撤去工事等の事業完了までのスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数の短期化を図るとともに、各種調査の集中的な発注等により事務処理を効率化する。</p> <p>ロ 国及び関係自治体との情報共有、及び自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口での事業パンフレット配布、ホームページ等による広報を実施するとともに、申請、境界確定、建物撤去等の移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、申請者の利便性や理解に資するよう、必要に応じ移転補償手続を解説した資料(「しおり」)の見直しを行う。</p> <p>(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内)</p>	<p>&lt;主な指標等&gt; 1. 事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化 2. 事業実施・予算執行状況 3. 広報等の実施及び各種相談への対応</p> <p>&lt;定量的指標&gt; ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>〔1. 事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化、2. 事業実施・予算執行状況〕 ○3 件の申請について、機構が実施する土地の買入のための測量等作業の進捗管理及び申請者が実施する建物・工作物の撤去作業に関して、申請者と連絡調整を密に行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。</p> <p>○申請事案が円滑に進むよう、予め申請者とのスケジュール調整を密に行い作成した個別のスケジュール表を活用するとともに、測量・建物等調査・不動産鑑定について集中的な発注を行い、事務処理の効率化に取り組んだ。</p> <p>以上の取組により、今年度申請件数 3 件全てで、測量等調査開始から契約締結までの日数を 270 日以内に行われ(最大処理日数 173 日)、かつ平均処理日数も目標日数を下回る 162.5 日となった。</p> <p>【定量的指標】 「申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内」の達成率は 100%であった。</p> <p>〔3. 広報等の実施及び各種相談への対応〕 ○移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕について、更に効果的な周知を行うため、令和 3 年度に新たに取得した視認性の高い跡地(駅近くで人通りがある幹線道路沿い)に追加設置した。</p> <p>○これまで実施している自治体(福岡市・大野城市)広報誌への事業案内の掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業対象区域の公民館、共同利用会館へ案内チラシを配布するなど、引き続き広報活動の強化に取り組んだ。</p> <p>○移転補償事業にかかる各種相談(申請、境界確定、建物撤去など)について、迅速かつ適切に対応した。</p> <p>○申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続を解説した資料(移転補償の「しおり」)の見直しを行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定： B</p> <p>・機構発注調査等に伴う電話連絡、現場立会や申請者による建物等撤去工事の打合せ等の機会を利用して、申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進め、12 月に契約を締結し、令和 5 年 1 月までに所有権移転を完了した。これにより、空港周辺住民の生活環境の一層の向上を図ることができた。</p> <p>・個別のスケジュール表に基づき、契約締結までに必要なスケジュール管理を徹底し、作業を迅速かつ適切に対応したことにより、測量等調査開始から契約締結までの日数は、申請件数 3 件全てにおいて目標日数の 270 日以内に手続きが行われ、事務処理の効率化が図られた。</p> <p>・第 4 期中期目標期間末となる令和 4 年度までに、計 3 箇所の跡地へ横断幕の設置を行った結果、令和 3 年度に比べ、約 1.8 倍の問合せがあり、移転補償事業対象区域の住民に対し、事業認知拡大を図ることができた。なお、令和 4 年度の問合せのうち、移転補償を継続検討されている方へ、移転補償手続(制度説明、書類の作成を含む)について、引き続き丁寧な説明を行っていく。</p> <p>・移転補償事業の周知を図った結果、広報誌・チラシ等を見た方からの問合せがあり、広報による効果が得られた。 なお、移転補償事業の可否に関する照会は 42 件であり、全て適切に対応した。</p> <p>・相談件数のうち移転補償の対象可否に関する照会は 42 件で 18 件が事業対象であった。そのうち、3 件の方が移転補償を希望され適切に対応した。</p> <p>・移転補償申請チェックリストや申請書記入例の見直しを行うことで、申請者への確認事項や申請書の作成方法について、双方が共通の認識を持ち、手続きが円滑に進むように受付手続きを改善した。</p> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B 評価とした。</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 定量的指標については 100%達成しているほか、以下のような成果が認められることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>移転補償事業は、生活環境の改善を目的として、区域指定の際に存在した建物や土地について、各種相談への対応や広報等の取組を通じて、所有者等からの申請に基づき、効率的に事業を推進していく必要がある。</p> <p>・個別のスケジュールを作成し、申請者と進捗状況を確認しながら事業を進めた結果、測量等の調査開始から契約締結までの日数 270 日以内を達成。</p> <p>・広報活動の一環として、移転補償事業を行った土地である旨記載した横断幕を視認性の高い跡地に計 3 箇所設置したところ、前年度から 2 倍弱の問い合わせがある等、一定の事業周知効果があったことが認められた。</p> <p>・申請者の利便性や理解に資するため、申請書類関係の見直しを実施する等、申請受付業務の改善を行った。</p> <p>(外部有識者からの意見) ・従来からさらに工夫した横断幕の設置は広告効果が大きかったと思う。</p> <p>・各種補償事業はノウハウも必要となるのでマニュアルの作成等も含め事業承継してほしい。</p>	

#### 4. その他参考情報

予算額と実績額が乖離している主な理由としては、予算で買入予定としていた土地が買入対象外となったことによるもの。(予算額に対する決算額の割合：▲38.1%)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (4)	緑地造成事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
造成面積	—	—	1,418 m <sup>2</sup>	913 m <sup>2</sup>	3,099 m <sup>2</sup>	1,503 m <sup>2</sup>	870 m <sup>2</sup>		予算額（千円）	35,657	30,797	62,857	50,422	21,380
									実績額（千円）	19,297	13,700	27,056	25,415	19,201
									決算額（千円）	19,297	13,700	27,056	25,415	19,201
									経常費用（千円）	26,228	20,864	34,094	32,269	26,225
									経常利益（千円）	—	—	—	—	—
									行政コスト（千円）	26,228	20,864	34,094	32,269	26,225
									職員数（人）	1	1	1	1	1

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(4) 緑地造成事業 緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。</p> <p>今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。</p>	<p>(4) 緑地造成事業 騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。</p>	<p>(4) 緑地造成事業 次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。</p> <p>イ 買収済みの土地約 0.1ha について造成・植栽を実施する。</p> <p>ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行う。</p>	<p>&lt;主な指標等&gt;</p> <p>1. 事業の実施状況 2. 事業実施・予算執行状況 3. 事務処理の効率化及び的確なスケジュール管理</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>[1. 事業の実施状況、2. 事業実施・予算執行状況] ○国が買収した移転補償跡地について、国からの委託を受け、年度計画どおり 約 0.1ha（1箇所 870㎡）の造成・植栽を着実に実施した。</p> <p>[3. 事務処理の効率化及び的確なスケジュール管理] ○地元自治会及び空港事務所（造成後の緑地管理者）との調整を綿密に行い、意見や要望を踏まえ、測量設計業務及び緑地造成工事を実施した。</p> <p>○測量設計業務及び緑地造成工事に係る進捗管理等のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、スケジュール管理を的確に行った。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価： B</p> <p>・緩衝緑地帯を整備することで、緑地が持つ騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。</p> <p>・施工方法や作業工程等について地域住民や関係機関との調整を綿密に行い、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。</p> <p>・緩衝緑地帯に植栽する樹木など、設計上の品質・状態を如何に確保するかを受注者側と共有するとともに進捗管理を徹底したことで、事業を確実に実施することができた。</p> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ①	業務改善の取組 業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。</p> <p>(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。</p>	<p>国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。</p> <p>(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。</p> <p>イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。</p> <p>ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。</p> <p>ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に</p>	<p>国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。</p> <p>(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。</p> <p>イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。</p> <p>ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。</p> <p>ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的</p>	<p>&lt;主な指標等&gt; 1. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整 2. 外部講師等による研修の実施や外部研修への参加 3. 効率的な知識、情報及び技術の承継実施</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 〔1. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整〕 ○事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出資者である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。  ○業務運営の効率化及び業務の質の向上を図り、各事業については、専門職種の技術力をより有効に活用すべく、課の垣根を越えて専門職種が持つ知見を活かし、工事等における積算業務等に関し相互にアドバイスをを行う等、専門職種が機動的に連携を図ることにより、事業を効率的に実施した。  〔2. 外部講師等による研修の実施や外部研修への参加〕 ○新型コロナウイルス感染防止対策への取組が進み、今年度はオンライン研修に加え、基本的な感染対策を徹底して、講義形式による研修も実施した。また、職員のスキルアップと意識改革を図るため、各種外部研修への積極的な参加を促した結果、4年度は計26研修に職員が参加した。  〔3. 効率的な知識、情報及び技術の継承実施〕 ○新たに配属された職員（非常勤職員含む。）を対象に、新規採用者研修を実施した。  ○全職員共有の機構内イントラネット掲示板を活用し、共通の情報として研修・委員会資料、規程類のほか、各課で作成している最新版の業務フローチャート・リスク管理表等を共有し、必要な情報をいつでも確認できる環境を整えている。 また、これらの情報を定期的に確認するとともに、逐次内容の更新や改善を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定： B  ・国、福岡県、福岡市と適時人事調整を行い、事業運営に必要な人材を確保することができた。  ・積算業務や仕様内容の検討において、専門職種の職員間の連携も図りながら助言を得つつ業務を効率的に進めた。  ・積極的な研修参加を促したことが、職員のスキルアップにつながり、結果として、組織の活性化を進めることができた。  ・機構内イントラネット掲示板にて、会議資料や研修資料等のうち利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへ繋げるなど、業務の質の向上を図るとともに、機構内イントラネットの活用を推進し、必要な情報へのアクセスを容易にすることで業務の効率化を図ることができた。  以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。  (外部有識者の意見) ・女性職員が3～4割程度いるのだから、是非とも女性管理職の配置に向けて努力していただきたい。</p>

		識、情報及び技術を承継していく。	に知識、情報及び技術を承継していく。				
--	--	------------------	--------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報							
—							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ②	業務改善の取組 事業費の抑制		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業費(予算額)(千円)	前中期目標期間の最終年度比で5%以上に相当する額を削減	2,156,546	3,568,918	1,489,513	715,629	806,488	1,014,734	
上記削減率(%)		—	▲65.5%	30.9%	66.8%	62.7%	52.9%	
達成度		—	—	—	—	—	100%	年度計画で数値を定量化していないため、中期目標期間最終年度において達成度の算出を行う。
事業費(実績額)(千円)		1,776,844	2,228,014	1,349,954	617,188	696,541	733,832	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
②事業費の抑制 事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で5%程度に相当する額を削減すること。	②事業費の抑制 事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度(平成29年度)比で5%以上に相当する額を削減する。	②事業費の抑制 事業費について、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。	<主な指標等> 1. 事業費の削減状況	<主要な業務実績> [1. 事業費の削減状況] ○令和4年度予算については、引き続き事務処理の効率化等による経費の節減に努めている。なお、事業費全体としては第3期中期最終年度(平成29年度)比で52.9%減とした。	<評価と根拠> 評価: B ・「調達等合理化計画」に基づく適正な契約事務の執行、事務処理の効率化等による経費の削減により、事業費の縮減を図り、中期計画における「前中期目標期間の最終年度(平成29年度)比で5%以上に相当する額を削減する。」の目標を達成した。  以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報
予算額と実績額が乖離している主な理由としては、一般競争入札における入札不調や入札差金によるもの及び予定に対し申請等が少なかったことによるもの。(予算額に対する決算額の割合: ▲27.7%)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ③	業務改善の取組 一般管理費の抑制		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(予算額)(千円)	前中期目標期間の最終年度比で15%以上に相当する額を削減	81,591	74,123	77,589	75,693	76,149	69,349	
上記削減率(%)		—	9.2%	4.9%	7.2%	6.7%	15.0%	
達成度		—	—	—	—	—	100%	年度計画で数値を定量化していないため、中期目標期間最終年度において達成度の算出を行う。
一般管理費(実績額)(千円)		64,282	64,869	64,663	60,993	57,955	59,687	

注1) 一般管理費は、人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	③一般管理費の抑制 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で15%程度に相当する額を削減すること。	③一般管理費の抑制 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で15%以上に相当する額を削減する。	③一般管理費の抑制 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。	<主な指標等> 1. 一般管理費の削減状況	<主要な業務実績> 〔1. 一般管理費の削減状況〕 ○令和4年度予算について、事務諸費等の節減により、第3期中期最終年度（平成29年度）比で15.0%減とし、計画通りに経費の削減を達成した。	<評定と根拠> 評定： B  ・業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減を図ることができた。  g 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。	評定 B	<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。  (外部有識者からの意見) ・非常に努力されていると感じた。引き続き無理の無い範囲で実施していただければと思う。

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ④	業務改善の取組 契約の適正化・調達合理化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>④契約の適正化・調達 の合理化 引き続き、「独立行政 法人における調達 等合理化の取組の推 進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣 決定)等を踏まえ、契 約の適正化を推進し、 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅速 かつ効果的な調達を 実現する観点から、 機構内の推進体制を 整備し、外部有識者等 による契約監視委員 会を活用するとともに、 毎年度「調達等合理 化計画」を策定・公表 し、年度終了後、実 施状況について評価・ 公表を行うこと。</p> <p>また、一般競争入札 等を原則としつつも、 随意契約によること ができる事由を会計 規程等において明確 化し、公正性・透明 性を確保しつつ合理的 な調達を実施すること。</p>	<p>④契約の適正化・調達 の合理化 引き続き、「独立行政 法人における調達 等合理化の取組の推 進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣 決定)等を踏まえ、契 約の適正化を推進し、 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅速 かつ効果的な調達を 実現する観点から、 機構内の推進体制を 整備し、外部有識者等 による契約監視委員 会を活用するとともに、 毎年度「調達等合理 化計画」を策定・公表 し、年度終了後、実 施状況について評価・ 公表を行う。</p> <p>また、一般競争入札 等を原則としつつも、 随意契約によること ができる事由を会計 規程等において明確 化し、公正性・透明 性を確保しつつ合理的 な調達を実施する。な お、新たに競争性の ない随意契約を締結 する全ての案件につ いて、機構内に設置 する入札及び契約事 項審査会による事前 点検を行う。</p>	<p>④契約の適正化・調達 の合理化 引き続き、「独立行政 法人における調達 等合理化の取組の推 進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣 決定)等を踏まえ、契 約の適正化を推進し、 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅速 かつ効果的な調達を 実現する観点から、機 構内の推進体制を整 備し、外部有識者等 による契約監視委員 会を活用するとともに、 毎年度「調達等合理 化計画」を策定・公表 し、年度終了後、実 施状況について評価・ 公表を行う。</p> <p>また、一般競争入札 等を原則としつつも、 随意契約によること ができる事由を会計 規程等において明確 化し、公正性・透明 性を確保しつつ合理的 な調達を実施する。な お、新たに競争性の ない随意契約を締結 する全ての案件につ いて、機構内に設置 する入札及び契約事 項審査会による事前 点検を行う。</p> <p>調達等合理化計画 においては、一般競争 入札等の競争性のある 契約について、施工 箇所を取りまとめて 発注するほか、仕様書 や、入札説明書、入 札参加資格要件等の 継続的な見直しを 実施し、競争性・透 明性が確保されるよう 努める。</p>	<p>&lt;主な指標等&gt;</p> <p>■重点的に取り組む分野</p> <p>1. 施工箇所等の取りまとめ &lt;当該取組の実施状況&gt;</p> <p>2. 仕様書、入札説明書、 入札参加資格要件及び公 告期間の継続的見直し &lt;当該取組の実施状況&gt;</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>■重点的に取り組む分野</p> <p>〔(1). 施工箇所等の取りまとめ〕 工事や業務委託等については、発注 時期を勘案した上で、施工箇所が複数 に点在していても関係者に不利益と ならない範囲で一括発注とすること により合理的な調達実施に取り組ん だ。 【事例 1】福岡空港周辺における移転 補償事業に係る地積測量図作製等業 務 4 箇所に点在する対象地を一括発注 することにより、入札参加者は 6 者、 予定価格 3,274 千円に対し落札価格 1,100 千円(落札率 33.6%)となつた。 【事例 2】福岡空港周辺における移転 補償事業に係るネットフェンス等設 置工事 2 箇所に点在する対象地を一括発注 することにより、入札参加者は 5 者、 予定価格 2,838 千円に対し落札価格 2,673 千円(落札率 94.2%)となつた。</p> <p>〔(2). 仕様書、入札説明書、入札参加 資格要件及び公告期間の継続的見直 し〕 一般競争入札については、仕様書に 業務内容を可能な限り具体的に記載 し、「入札及び契約事項審査会」にお いて事前点検を行うことで、入札案件 の競争性、公平性及び透明性を高め、 新規事業者の参入促進に取り組んだ。 また、既存のルールを遵守しつつ、同 業種区分内で複数の等級を対象とす る入札参加資格要件(ランク)の緩和 を行うとともに、公告期間を十分確保 することにより、競争性の確保に取 組んだ。 【事例 1】福岡空港周辺における移転 補償事業に係る地積測量図作製等業 務 予定価格に対応する入札参加資格 要件が C 等級相当であったが、競争 性を高めるため D 等級も加えて入札を</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 全体評定：B 総合的に判断し、全体評価を B 評価とす る。</p> <p>(個別評定：B) 施工箇所の取りまとめについては、発注 時期が近く、複数箇所に点在していても施 工業者に不利益とならない範囲でまとめて 発注するなど合理的な調達を行った結果、 一定程度競争性を確保することができ、ま た落札価格を比較的安く抑えることができ た。 従前からの取組であることを踏まえ、B 評価とする。</p> <p>(個別評定：B) 一般競争入札については、仕様書の記載 内容や公告期間の確保に関して、「入札及び 契約事項審査会」において事前点検を行う ことにより、入札案件の競争性、公平性及 び透明性を高めた。 また、既存のルールを遵守しつつ、入札参 加資格要件(ランク)を緩和した。 さらに、全ての入札説明書交付申請者に 対してアンケートを依頼し、入札参加を見 送った者の回答を中心に、入札参加資格要 件や公告期間等の適切性を検証し、その後 の発注案件に反映させた。(例：余裕期間制 度の導入、営業所専任技術者と現場技術者 の兼務) 従前からの取組であることを踏まえ、B 評価とする。</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 自己評価書の「B」との評価結果が妥当である と確認できた。</p>

				<p>行ったところ、入札に参加した6者全てがD等級、そのうち新規事業者は3者であった。</p> <p>【事例2】緑地造成事業に係る測量及び設計業務</p> <p>予定価格に対応する入札参加資格要件がB等級相当であったが、A等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した者3者中2者がA等級であった。(新規参入なし)</p> <p>さらに、従前より全ての入札説明書交付申請者に対しアンケートを依頼し、入札参加を見送った者の回答を中心に、入札参加資格要件や公告期間等の適切性を検証し、必要に応じて次回以降の発注時に反映させている。</p>	<p>〔(3). 入札手続きにおける書面・押印・対面規制の見直し〕</p> <p>令和4年度からは、入札参加申請書類への押印省略を認めることによりファクシミリや電子メールによる書類提出を可能とした。前年度から実施している電子メールによる入札説明書等の交付と合わせて実施することにより、入札参加希望者は従前のように事務室に訪れることなく入札に参加することが可能となり、事業者の入札参加意欲の向上につなげている。また、入札参加希望者同士の不必要な接触も軽減されるため、入札談合等の防止の一助にもなっている。</p> <p>・入札説明書の交付 83件中71件(85.5%)が電子メールによる交付であった。</p> <p>・入札参加申請書類の提出 42件中21件(50%)がファクシミリ又は電子メールによる提出であった。 (郵便による申請(10件)を合わせると、全申請のうち73.8%が窓口申請以外で行われた。)</p>	<p>(個別評定：B)</p> <p>ファクシミリや電子メールによる入札参加申請書類の提出を可能とし、前年度から実施している電子メールによる入札説明書等の交付と合わせて実施することにより、入札参加希望者は従前のように事務室に訪れることなく入札への参加が可能となり、事業者の入札参加意欲の向上につなげた。また、入札談合等の防止の一助にもなっている。</p> <p>他の行政機関ではすでに実施している取組であることを踏まえ、B評価とする。</p>	
			<p>3. 入札手続きにおける書面・押印・対面規制の見直し ＜当該取組の実施状況＞</p>	<p>〔(3). 入札手続きにおける書面・押印・対面規制の見直し〕</p> <p>令和4年度からは、入札参加申請書類への押印省略を認めることによりファクシミリや電子メールによる書類提出を可能とした。前年度から実施している電子メールによる入札説明書等の交付と合わせて実施することにより、入札参加希望者は従前のように事務室に訪れることなく入札に参加することが可能となり、事業者の入札参加意欲の向上につなげている。また、入札参加希望者同士の不必要な接触も軽減されるため、入札談合等の防止の一助にもなっている。</p> <p>・入札説明書の交付 83件中71件(85.5%)が電子メールによる交付であった。</p> <p>・入札参加申請書類の提出 42件中21件(50%)がファクシミリ又は電子メールによる提出であった。 (郵便による申請(10件)を合わせると、全申請のうち73.8%が窓口申請以外で行われた。)</p>	<p>(個別評定：B)</p> <p>ファクシミリや電子メールによる入札参加申請書類の提出を可能とし、前年度から実施している電子メールによる入札説明書等の交付と合わせて実施することにより、入札参加希望者は従前のように事務室に訪れることなく入札への参加が可能となり、事業者の入札参加意欲の向上につなげた。また、入札談合等の防止の一助にもなっている。</p> <p>他の行政機関ではすでに実施している取組であることを踏まえ、B評価とする。</p>	<p>(個別評定：B)</p> <p>大阪航空局のホームページに当機構の入札公告のホームページのリンクを掲載することや、「入札公告お知らせサービス」の導入によって、当機構の入札公告の情報を広く又は確実に周知する取組を行った。</p> <p>また、建設工事における余裕期間制度の導入や、営業所専任技術者の現場技術者との兼務を認めることなどにより、他の受注</p>	
			<p>4. その他の新たな取組 ＜当該取組の実施状況＞</p>	<p>〔(4). その他の新たな取組内容〕</p> <p>入札案件の競争性を高めるために、以下の取組を新たに行った。</p> <p>①大阪航空局のホームページへのリンクの掲載</p> <p>入札公告の情報を広く周知するため、当機構の業務委託元である大阪航空局に依頼し、同局のホームページに当機構の入札公告のホーム</p>	<p>(個別評定：B)</p> <p>大阪航空局のホームページに当機構の入札公告のホームページのリンクを掲載することや、「入札公告お知らせサービス」の導入によって、当機構の入札公告の情報を広く又は確実に周知する取組を行った。</p> <p>また、建設工事における余裕期間制度の導入や、営業所専任技術者の現場技術者との兼務を認めることなどにより、他の受注</p>	<p>(個別評定：B)</p> <p>大阪航空局のホームページに当機構の入札公告のホームページのリンクを掲載することや、「入札公告お知らせサービス」の導入によって、当機構の入札公告の情報を広く又は確実に周知する取組を行った。</p> <p>また、建設工事における余裕期間制度の導入や、営業所専任技術者の現場技術者との兼務を認めることなどにより、他の受注</p>	

				<p>ページのリンクを掲載した。</p> <p>②「入札公告お知らせサービス」の導入 当機構の入札への参加を希望する事業者が入札公告の情報を確実に把握できるよう、事前登録した事業者に対し入札公告の情報を電子メールで知らせるサービスを導入した。令和4年度においては8事業者から登録依頼があった。</p> <p>③余裕期間制度の導入 他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、建設工事において余裕期間制度を導入し、柔軟な工期の設定等を通じて作業員を確保できるようにした。</p> <p>④営業所専任技術者と現場技術者の兼務 他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省の通達に基づき、特定の要件を満たす場合に限り、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する営業所専任技術者が現場技術者を兼務できるようにした。</p> <p>⑤設計業務における技術者要件の緩和 緑地造成事業に係る測量及び設計業務において、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省土木設計共通仕様書に基づき、従来有資格者のみであった技術者要件を緩和し、同等の能力と経験を有する技術者でも担えるようにした。</p> <p>■調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>1. 随意契約に関する内部統制の確立 &lt;該当案件 100%点検を実施&gt;</p>	<p>業務との工期の重複や作業員等の手配不可等を理由とする入札参加の見送りを防止する対応を行った。</p> <p>これらの新たな取組を競争性を高めるために積極的に行ったことを踏まえ、B評価とする。</p> <p>(個別評定：B) 随意契約によることができる事由を会計規程等に明記している外、対象事業が発生した場合には「入札及び契約事項審査会」で調達内容の妥当性や随意契約を行うことが真にやむを得ない案件であるか、点検、確認を行う体制を構築した。 計画通り実施したことを踏まえ、B評価とする。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

			<p>2. 不祥事の発生の未然防止のための取組&lt;内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催&gt;</p>	<p>発電装置の製造者の保守業務を請け負う事業者と特命随意契約を行うことの妥当性について点検、確認を行った。</p> <p>〔(2). 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組&lt;内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催&gt;〕 当機構は、理事長を委員長として内部統制を推進する内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組の推進、リスク管理の検討・審議等を行っている。 各委員会は年3回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制、業務毎に内在するリスク因子を事前に把握・検証する体制を構築している。 具体的な対応として、コンプライアンスにおいては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンス研修や自己点検を実施することにより不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フローチャートを見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。</p>	<p>(個別評定：B)</p> <p>各種委員会や研修等を開催することにより、不祥事や不具合の発生の未然防止の体制を構築した。 計画通り実施したことを踏まえ、B評価とする。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ⑤	業務改善の取組 給与水準の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
⑤給与水準の適正化 給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。	⑤給与水準の適正化 給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。	⑤給与水準の適正化 給与水準については、平成26年度4月において、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与と同一の水準となるよう改正を行っている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適宜適切に改定を行う。また、その改定結果や取組状況を毎年度公表する。	<p>&lt;主な指標等&gt;</p> <p>1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組</p> <p>2. 国家公務員の給与に準じた運用</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>[1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組]</p> <p>○従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。</p> <p>また、令和4年度においても「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正内容を踏まえ、機構の給与水準は国の制度に合わせた見直しを行い、取組状況を令和5年6月に公表した。</p> <p>[対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移]</p> <p>令和4年度実績：100.5</p> <p>[2. 国家公務員の給与に準じた運用]</p> <p>○「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、「職員給与規程」及び「職員の期末手当及び勤勉手当支給細則」の改正を実施した。（11月30日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民格差等に基づく給与水準改定</li> <li>若年層の俸給月額引き上げ</li> <li>期末手当及び勤勉手当支給率の引き上げ</li> <li>ボーナス 4.30月分→4.40月分</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価： B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。また、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、機構の給与水準は国の制度に合わせた見直しを行うなど、着実な実施状況にある。</li> </ul> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	評価	B
						<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (2)	業務のデジタル化及びシステムの最適化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化</p> <p>機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。</p> <p>業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進すること。</p>	<p>(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化</p> <p>機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。</p> <p>業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。</p>	<p>(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化</p> <p>機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。</p> <p>業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。</p>	<p>&lt;主な指標等&gt;</p> <p>1. 業務のデジタル化及びシステムの最適化</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>[1. 業務のデジタル化及びシステムの最適化]</p> <p>○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)において、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえて、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)の改訂が行われた。それに伴い、機構の現中期目標の変更が行われたため、中期計画及び令和4年度計画において、「機構の情報システムの整備及び管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するための、PMOの設置等の体制整備を行う。」旨の追加を行い、機構の情報システムの整備及び利用に関する取扱要領を改訂し、PMOの設置等の体制整備を図った。</p> <p>○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、①情報システム所管課(PJMO)情報、②システム概要、③システム構成概要等、④システム規模等、⑤ユーザ・使用状況、⑥予算・執行などの棚卸し調査を実施した。</p> <p>○ICTを活用した会議開催により、円滑な会議運営が行えるように努めた。またグループウェア(サイボウズ)、無線LAN(Wifi)、テレワーク環境(リモートデスクトップ)等の各種ICT環境を導入して、業務のデジタル化及びシステムの最適化を図ってきたが、これらのICT環境について、さらなる機能の品質向上に取り組んできた。</p> <p>○再開発整備事業について、物件データベースを適宜更新した。</p> <p>○住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムを活用して業務に取り組むとともに、機構ホームページ上から電子版の申請書がダウンロードできるようにするなど改善に取り組んでいる。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定： B</p> <p>・各課で管理しているシステムの契約・更新状況、保守業務に関する内容及びシステム関連の課題等を一元的に把握し、システム改修の機会を捉え、システムの最適化を行う体制を構築することができた。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化から、引き続きICTを活用したWEB会議システムでは、組織内外での会議、研修や業務打合せを行うことにより、コミュニケーションツールとしての運用が飛躍的に拡大し、業務の簡素化・効率化が促進された。</p> <p>また、ソフトウェアのアップデートなど機構ネットワークシステムの最適化を行うことで、業務の効率化を図った。</p> <p>・再開発整備事業の物件データベースは、各職種間において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。</p> <p>・住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムの活用、住民からの問合せや相談に対する迅速な対応に努めるとともに、ホームページの改善により紙媒体での業務処理の合理化を進め、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上に努めている。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

#### 4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (1)	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。	本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。	別紙のとおり	<p>&lt;主な指標等&gt;</p> <p>1. 予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>〔1. 予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況〕</p> <p>○予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。</p> <p>○収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行を行った。</p> <p>○資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な執行管理を行った。</p> <p>○資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査人及び監事監査の監査を受ける予定であり、適切な管理に取り組んだ。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価： B</p> <p>・中期目標・計画を踏まえた年度計画に基づいて円滑な事業進捗を図り、予算、収支計画及び資金計画について適正に実施した。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	評価	B
						<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (2)	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。	資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。	<主な指標等> —	<主要な業務実績>  該当なし。	<評価と根拠> 評価：—  該当なし。	評価	—

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (3)	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
—	該当なし。	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績>  該当なし。	<評価と根拠> 評価：—  該当なし。	評価	—	

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (4)	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
—	該当なし。	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績>  該当なし。	<評価と根拠> 評価：—  該当なし。	評価	—	

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (5)	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	固有事業（再開発整備事業）に充てる。	固有事業（再開発整備事業）に充てる。	<主な指標等> —	<主要な業務実績>  ○令和4年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づき積立金として整理した。	<評定と根拠> 評定：—  ・剰余金の使途については、適正に整理した。	評定	—

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (1)	適切な内部統制の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>(1) 適切な内部統制の実施</p> <p>内部統制については、これまで同様充実・強化を図ること。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックすること。</p> <p>指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を行うこと。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行うこと。</p>	<p>(1) 適切な内部統制の実施</p> <p>内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCA サイクルを実行していく。</p> <p>指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を行う。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行う。</p>	<p>(1) 適切な内部統制の実施</p> <p>内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCA サイクルを実行していく。</p> <p>①内部統制委員会 内部統制委員会及びその分科会(リスク管理委員会等)を開催し、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的な PDCA サイクルを実行していく。</p> <p>②職員研修の実施 内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。</p> <p>③内部コミュニケーションの活性化 理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を伝達される仕組みを着実に運用する。</p> <p>④内部監査 内部監査機能を充実させるとともに、監査により見出された課題等を着実に業</p>	<p>&lt;主な指標等&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>内部統制委員会の開催</li> <li>コンプライアンス委員会の開催</li> <li>リスク管理委員会の開催</li> <li>業務実績や課題の整理、業務改善(内部評価委員会の開催状況)</li> <li>職員研修の実施</li> <li>機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役員による共有</li> <li>内部監査の実施</li> <li>監事監査、会計監査人による監査の実施</li> </ol>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>[1. 内部統制委員会の開催]</p> <p>○理事長を委員長とする内部統制委員会を 3 回開催し、内部統制の推進に関する取組について審議、決定した。</p> <p>【審議、報告事項等】 第 21 回委員会 (4/21)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の取組方針(1. コンプライアンスについて、2. リスク管理について、3. 内部監査の実施、4. 情報セキュリティ対策について、5. 職員研修の開催)について審議決定</li> </ul> <p>第 22 回委員会 (10/20)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の取組状況について中間報告</li> </ul> <p>第 23 回委員会 (3/16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の取組結果</li> </ul> <p>[2. コンプライアンス委員会の開催]</p> <p>○審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を 3 回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組について審議、決定した。</p> <p>【審議、報告事項等】 第 21 回委員会 (5/25)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の取組方針決定</li> </ul> <p>第 22 回委員会 (10/7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上半期の取組状況についての報告(コンプライアンス理解度チェック及びストレスチェックの集計結果報告並びにコンプライアンス違反事例の各課討論)</li> </ul> <p>第 23 回委員会 (3/6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下半期の取組状況(コンプライアンス研修)</li> <li>・今年度取組の総括(今年度の取組については次年度以降も継続して実施していく方針を決定)</li> </ul> <p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7 月に全職員を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施した。</li> <li>・7 月に全職員を対象に外部の専門業者によるストレスチェックを実施した。</li> <li>・9 月にコンプライアンス違反事例(業務関連・私生活関連各 2 件づつ)を議題とした各課討論を実施した。</li> <li>・12 月にコンプライアンス研修を全役職員に実施した。</li> <li>・2 箇月ごとに公務員等のコンプライアンス違反事例を全役職員に周知を行った。</li> </ul> <p>[3. リスク管理委員会の開催]</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価: B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を開催し、内部統制の充実・強化を図った。</li> <li>・コンプライアンス理解度チェックにおいては、認識の強化を図った。なお、今年度新たに発注者綱紀保持の項目を追加する試みを行い、自己申告の結果、適切に認識されていた。</li> <li>・ストレスチェックについて、機構には労働安全衛生法上の実施義務はないが、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につながった。</li> <li>・コンプライアンスに係る自由討論により、各職員から多様な意見が集まり議論が深められるなど、コンプライアンスに関する意識の醸成が図られた。</li> <li>・コンプライアンス研修では、公務員倫理や発注事務の綱紀保持の説明を改めて行い、研修終了後にセルフチェックシートにより自己学習をさせ、意識啓発を図ることができた。</li> <li>・コンプライアンス違反事例の共有により、意識の向上および注意喚起を図ることができた</li> <li>・リスク管理表及び業務フローチャートの見直しについては、定期的に点検し、リスク項目や具体的な対策について見直すとともに、随時、新たに発見したリスクに対する検討を行い、リスクの低減を図ることができた。</li> <li>・クレーム対応研修では、機構職員の苦情対応能力の向上を図ることができた。</li> <li>・安全運転研修は、業務上及びプライベートでの自動車の運転について安全意識の向上を図った。</li> <li>・ダイレクトトークでは、職員との交流の場を設けることで、風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めることができた。</li> <li>・内部評価委員会においては、機構の中期計画・年度計画の実施状況及びその他の業務改善状況等について評価を行い、PDCA サイクルによる適切な業務管理を行った。</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、オンライン研修の活用など内部統制</li> </ul>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクの見直しや洗い出しといったことは重要であることから、引き続き取組を継続してもらいたい。</li> <li>・各委員会が開催されて、特段問題が発生していないということだが、報告を省略するような細かい手続き違反が発生する可能性もあるので、注視してもらいたい。</li> <li>・今後の騒音対策区域見直しや福岡空港運営会社への承継に向けて苦情対応マニュアルが必要と感じる。少しでもストレスの軽減が図られるように、マニュアルは必要。加えて、上司の対応も重要だと思う。</li> <li>・区域見直しによる苦情件数増加は事前に予想できることから、早め早めに対応してもらいたい。</li> <li>・昨今、ハラスメントが企業内で重大な案件となっていることから、現状、それが発生していないことは良いことである。</li> </ul>	

		<p>務の改善に生かし、適正かつ効率的な事業執行を図る。</p>	<p>○審議役を委員長とするリスク管理委員会を3回開催し、機構のリスク管理のための取組について審議、決定した。</p> <p>【審議、報告事項等】  第24回委員会（5/25）  ・今年度の取組方針決定  第25回委員会（10/7）  ・上半期の取組状況（クレーム対応研修及びダイレクトトークの実施状況）  ・業務フローチャート・リスク管理表の見直しについての検討状況  第26回委員会（3/6）  ・下半期の取組状況（安全運転研修）  ・今年度取組の総括（今年度の取組については次年度以降も継続して実施していく方針を決定）</p> <p>【主な活動】  ・リスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行った。  ・7月にクレーム対応研修（DVDの上映及びアンケート）を実施した。  ・10月に安全運転研修を実施した。役職員がいつでも研修を受けられるようにするため、インターネット動画等の閲覧による研修とした。  ・審議役による職員（非常勤職員を含む。）に対するダイレクトトークを実施した。</p> <p>〔4. 業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）〕  ○6月に令和4年度第1回内部評価委員会を開催し、令和3年度の事業実績に対する内部評価を行った。</p> <p>○11月に令和4年度第2回内部評価委員会を開催し、令和4年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。</p> <p>〔5. 職員研修の実施〕  ○各種内部統制に係る研修を実施し、職員のスキルアップと意識改革を図った。  新型コロナウイルス感染防止対策への取組が進み、今年度はオンライン研修に加え、基本的な感染対策を徹底して、講義形式による研修も実施した。（7研修）</p> <p>〔6. 機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有〕  ○業務運営の方針等、重要事項の決定については、理事会において審議を行っており、職員もオブザーバーとして参加した。</p> <p>【参考】理事会開催状況</p>	<p>に必要な教育を行うことで、更なる浸透を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会以外に毎月役員懇談会を開催し、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図っている。更に、各課長から課内ミーティング等において情報共有することで、業務運営方針が明確に末端の職員まで伝わり、理事長のリーダーシップが発揮された。</li> <li>・内部監査の実施にあたり、監事と連携することで、効率的かつ効果的に進めることができた。</li> <li>・監事監査の結果、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させることができた。</li> <li>・会計監査法人の監査結果では、財政状態等の状況は適正なものと認められた。</li> </ul> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	
--	--	----------------------------------	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 99 回理事会 (6/23 開催)</li> <li>・ 第 100 回理事会 (7/28 開催 : 書面形式)</li> <li>・ 第 101 回理事会 (11/30 開催 : 書面形式)</li> <li>・ 第 102 回理事会 (3/9 開催)</li> <li>・ 第 103 回理事会 (3/16 開催)</li> <li>・ 第 104 回理事会 (3/28 開催)</li> </ul> <p>[7. 内部監査の実施]</p> <p>○令和 4 年度内部監査 (業務監査・会計監査) の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成し、点検事項等についても個別具体的に検討を行った。</p> <p>○具体的な監査内容の検討に際しては、監査スキル向上のため、外部講師によるオンライン研修の受講や関連書籍・資料の活用などにより協議を重ね、「調達業務のルール及び実施状況の点検」を重点項目に掲げ監査を実施した。</p> <p>○10/31 及び 11/1 に内部監査 (対面) を実施した。事前に内部監査員と監事がディスカッションを行い、内部監査と監事監査の連携について確認し、これらを踏まえ監査を実施した。</p> <p>[8. 監事監査、会計監査人による監査の実施]</p> <p>○6/13~15 に監事による令和 3 事業年度決算等監事監査を受けた。通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査が行われた。なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取組を実施した。</p> <p>○会計監査人による令和 3 事業年度期末監査を 5/25~6/8 に、令和 4 事業年度期中監査を 12/8~9、1/25 及び 3/9~10 に受けた。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (2)	情報セキュリティ対応等の取組の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進</p> <p>情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行うこと。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行うこと。</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進</p> <p>情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進</p> <p>情報セキュリティ、個人情報保護対応については、「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。</p> <p>個人情報の保護に関しては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)等に基づいた安全確保の措置及び職員の義務の周知等により、情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。</p>	<p>&lt;主な指標等&gt;</p> <p>1. 機構における情報セキュリティ対策に関する取組</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>[1. 機構における情報セキュリティ対策に関する取組]</p> <p>【情報セキュリティ委員会の開催】 ○理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を4回開催し、機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針を決定した。 第21回(5/25) ・今年度の情報セキュリティ対策実施計画等の決定 第22回(7/29) ・情報セキュリティポリシー及び関係規程の見直しについて審議 第23回(10/7) ・上半期の取組状況について報告(情報セキュリティ研修の結果等) ・情報セキュリティ監査実施計画について審議 第24回委員会(3/6) ・下半期の取組状況について報告(情報セキュリティ訓練、自己点検の結果) ・今年度取組の総括(今年度の取組について次年度以降も実施していく方針を決定) ・NISCによる独法セキュリティ監査結果について報告</p> <p>【主な活動】 ○情報セキュリティインシデント対処手順及び特に重要な情報セキュリティ・サイバーセキュリティに関する情報(脆弱性対策等)を新規採用研修のほか、年末年始・長期休暇前などに随時周知することで、職員への普及啓発及び注意喚起を行った。 ○全役職員(非常勤職員を含む。)及び業務用アドレスに対し、標的型メール攻撃訓練を実施した。 ○業務従事者が使用するPCが不審なメールの添付ファイルを開いてしまい、ウイルス感染する状況を模擬して情報セキュリティインシデント訓練を抜き打ちで実施した。 ○情報セキュリティに対する理解度を確保するため、「情報セキュリティ自己点検」を全役職員に対し実施した。 ○「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」が改正されたこと及びメール誤送信防止の措置(メール送信時にCCやBCCに上司・同僚を含めること)を講じるため、「独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー」及び関連規程の改訂を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>・情報セキュリティ委員会を開催し、以下の取組を行い、情報セキュリティ対策の強化を図った。 ✓情報セキュリティ対策実施計画等策定 ✓情報セキュリティポリシーの見直し</p> <p>・標的型メール攻撃訓練は、職員一人ひとりの“免疫力”をつけるとともに、訓練実施後に「このメールを不審と思う点」及び「不審メール受信時の対応」を教育することにより、より理解が深められた。</p> <p>・情報セキュリティインシデント訓練は、訓練後のレビュー結果を踏まえ、手順を再確認し、危機対応時の認識を高めることができた。</p> <p>・情報セキュリティ自己点検は、情報セキュリティポリシーが概ね理解されていることが確認できた。なお、理解ができていない点は、情報セキュリティ責任者から指導を行うとともに、改めて周知を図り、翌年度の情報セキュリティ研修の内容に盛り込む予定である。</p> <p>・情報セキュリティポリシー及び関連規程の改訂については、概要版も更新して情報の共有を図り、職員の理解を深めるように努めた。</p> <p>・情報セキュリティ研修において全役職員に対し情報セキュリティ対策の重要性を教育するとともに、NISC勉強会・CSIRT研修や実践的サイバー防御演習などに職員を参加させ、専門的な知識習得を図ることができた。</p> <p>・情報セキュリティ監査では、監査員に対する研修を実施し必要な知識を付与するとともに、監査計画を策定、内部監査の実施、改善結果報告が年度内に完結するようにPDCAサイクルの運用の向上を図った。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(外部有識者からの意見)</p> <p>・適切に取り組んでいると感じた。近年様々なサイバー攻撃が発生しており、組織全体の業務が停止したという報道もあったところ。引き続きしっかりと対策を講じてもらいたい。</p> <p>・情報セキュリティインシデントの抜き打ち訓練は非常に難しかった訓練と思料するが、いざ事象が発生するとパニックになってしまうことから、今回このような訓練を実施したことは非常に良い取組だったと思う。</p>	

				<p>○各情報システムにおいて、セキュリティ水準の維持の手順に基づく自己点検を実施し、セキュリティ対策の改善を行った。また、ホームページシステムについて、サーバの更新を機会に WAF (Web Application Firewall) 機能、マネージドサービス機能 (ネットワーク監視・復旧、バックアップ、セキュリティアップデート等) の技術的なセキュリティ対策を講じた。</p> <p><b>【研修】</b></p> <p>○新規採用研修時、特に職員の認識が薄い「情報の格付及び取扱制限」について、教育を行った。</p> <p>○NISC (内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター) が、オンラインで実施する勉強会に積極的に参加を行い、情報の収集及び知識の習得に努めた。</p> <p>○情報セキュリティインシデントに対する対応強化を図るため、NISC が開催する CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 研修の他に、NICT (国立研究開発法人情報通信研究機構) の開催する実践的サイバー防御演習 (CYDER) を受講するなどサイバー攻撃に対する備えを行った。</p> <p>○情報セキュリティアドバイザーによる集合研修にするとともに、感染防止の観点から密を避けるためオンライン研修を併用して、全役職員 (非常勤職員を含む。) に対し実施した。なお、当日、受講できない職員に対しては録画した動画を視聴させた。</p> <p><b>【監査】</b></p> <p>○NISC が主催する情報セキュリティ監査を対象としたオンライン研修へ参加した。また、情報セキュリティアドバイザーによる内部監査員向けの研修を実施した。</p> <p>○令和4年度情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査 (監査項目点検表に基づく自己点検、保護管理者へのヒアリング) を実施した。</p> <p>○個人情報の保護に関して、適切な管理への取組を図るため、チェックシートを活用した自己点検及び個人情報の管理状況に係る監査を実施した。</p> <p>○NISC から委託を受けた独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が行っている独立行政法人監査 (マネジメント監査・ペネトレーションテスト) を受け、監査結果の通知のあったペネトレーションテストについては、改善計画を立てて、フォローアップに取り組んでいる。</p>	
--	--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ①	空港と周辺地域の共生と連携の強化 国及び関係自治体との連携		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。 ①国及び関係自治体との連携 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。</p>	<p>(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。 ①国及び関係自治体との連携 機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。</p>	<p>(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。 ①国及び関係自治体との連携 機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。</p>	<p>&lt;主な指標等&gt; 1. 連絡協議会等の開催状況 2. 連絡協議会以外の会議</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 〔1. 連絡協議会等の開催状況〕 ○空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を2回開催した。1回目は昨年度に引き続き書面開催としたものの、2回目はWEB開催として、情報共有を行った。 構成メンバー：大阪航空局、福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構  ・1回目（8/31）（書面開催）の議題 （1）令和3年度事業実績（2）令和4年度事業実施状況（3）令和5年度予算概算要求（4）その他（令和3年度業務実績報告、第4回住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会資料） ・2回目（3/24）（WEB開催）の議題 （1）令和4年度事業実施状況（2）第4期中期目標・中期計画の達成状況（3）第5期中期目標・中期計画（4）令和5年度計画（案）（5）令和5年度予算実施計画（案）  〔2. 連絡協議会以外の会議〕 ○「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行った。 ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議 （関係自治体：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構）（4/22開催） →事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を個別に行い、制度・手続方法等について理解を深めてもらった。 ・地域対策協議会総代会 （福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港（株）、機構他）（5/8開催） →地域対策協議会の活動報告や質疑応答等を通じ、国や機構等に対する要望の把握に努めた。 ・福岡空港周辺地域における各種課題等に係る意見交換会</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定： B  ・連絡協議会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、2回目は遠隔地からでも参加が容易で、双方向でのコミュニケーションを図れるWEB会議として開催し、関係機関との意思疎通と連携を図ることができた。  ・連絡協議会以外の会議についても、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図っているところであるが、昨年度までは新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、中止、書面開催又は個別開催を余儀なくされていた。しかしながら、今年度からは基本的な感染対策を徹底して、担当者が集まり、必要な情報共有を滞りなく行うことができた。  以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定 B  &lt;評定に至った理由&gt; 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

				<p>(国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構)(3/24開催)</p> <p>→国及び関係自治体が空港周辺地域の各種課題等について意見交換する会議に出席し、情報の共有を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡空港公害対策協議会との事務協議 (福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構)(11/15、12/2開催)</li> <li>→公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。</li> <li>・福岡空港利活用推進協議会 (福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構)(5/13開催)</li> <li>→福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進するため、情報共有を図った。</li> <li>・上臼井・下臼井特別委員会 (国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)(6/6、2/6開催)</li> <li>→福岡空港整備事業の進捗状況等の情報共有を図った。</li> </ul>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ②	空港と周辺地域の共生と連携の強化 広報活動の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>②広報活動の充実            機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。</p> <p>このため、ホームページを年間20回程度常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。</p>	<p>②広報活動の充実            機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。</p> <p>イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。</p> <p>ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、年間20回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。</p> <p>ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。</p>	<p>②広報活動の充実            機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。</p> <p>イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。</p> <p>ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、年間20回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。</p> <p>ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機構のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。</p>	<p>&lt;主な指標等&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財務情報等の公表</li> <li>2. ホームページの更新</li> <li>3. 自治体広報誌などへの情報掲載</li> </ol>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>〔1. 財務情報等の公表〕            ○令和3年度の財務諸表、業務実績評価結果、令和4年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行った。</p> <p>〔2. ホームページの更新〕            ○ホームページの内容については、利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表など年間50回程度の更新を行い、常に最新の情報を提供した。</p> <p>○ホームページの「入札・契約情報」の「過去の入札等結果」のページについて、閲覧者の目線に立って見やすいものとするため、掲載を過去5年度分とし、年度の新しい順に並び替える改修を行った。</p> <p>〔3. 自治体広報誌などへの情報掲載〕  <b>【住宅騒音防止対策事業】</b>            ○これまで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告の取組の効果の検証を踏まえたうえで、更に効果的な周知を行うため令和5年度から対象地域を選定したポスティングを実施する予定であり、4年度はその準備作業としてチラシの制作・印刷を実施した。なお、実際のポスティングについては、申請期間を考慮し、5年度の申請開始時期を想定している。</p> <p>また、感染症対策も踏まえた広報活動の一環として、昨年に引き続き、大井地区等へのマスクケースの配布も実施した。</p> <p>○関係自治体窓口や、福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布したほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。</p> <p>○福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。            ・福岡市博多区 4回(5月・7月・11月・2月号)                              東区 2回(11月・3月号)            ・大野城市 3回(5月・11月・2月号)</p> <p><b>【移転補償事業】</b>            ○移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった跡地に「移転補償事業を行った土地</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価： B</p> <p>・財務諸表、業務実績評価結果、公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性の確保を図ることができた。</p> <p>・ホームページの改修にあたり、現状の問題点やアクセス状況の把握・分析に努め、職員や関係者等の意見・要望を踏まえ、利用者にわかりやすく使いやすい画面構成、記載内容とするなど改善に取り組むことができた。</p> <p>・住宅騒音防止対策事業では、対象地域を絞ることで、より対象者の目に触れやすくなるなど、効果的な広報手法と考えている。また、マスクケースなどにQRコードを記載することによって、機構への情報アクセスが容易になり、住宅防音事業のサイトへのアクセス数が2割程度増加し、対象者目線にたった広報手法を図ることができた。</p> <p>・広報誌を見た住民からの問合せは19件であり、事業制度を未だ知らない方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があつた。</p> <p>・申請者等からの貴重な意見を踏まえ、広報誌の事業案内記事の見直しに取りかかり、円滑な事業推進につなげることができた。</p> <p>・横断幕を設置することにより、移転補償事業の実施状況を現場で認識してもらうことで、地権者からの相談を受けるきっかけとすることができた。</p> <p>・移転補償事業の周知を図った結果、広報誌・チラシ等を見た方からの問合せがあり、広報による効果が得られた。なお、移転補償事業の可否に関する照会は42件あり、そのうち18件が事業対象であった。</p> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;            自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(外部有識者からの意見)            ・ホームページの入札情報は、案件が時系列順に並んでおり、入札結果等が明確に表示されていたことから、非常に分かりやすくなった。</p>	

				<p>である旨」の横断幕を設置している。4年度は、更に効果的な周辺住民への周知を行うため、より視認性の高い跡地（駅近くで人通りがある幹線道路沿い）に横断幕の設置を行った。</p> <p>○これまで実施している自治体（福岡市・大野城市）広報誌への事業案内の掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう、事業対象区域の公民館、共同利用会館へ案内チラシを配布するなど、引き続き広報活動の強化に取り組んだ。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ③	空港と周辺地域の共生と連携の強化 地域への啓発活動		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	<p>③地域への啓発活動 イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。 ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントや、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。</p>	<p>③地域への啓発活動 イ 環境学習や見学の要望の掘り起こしを図る一環として、近接する小中学校等へ出前講座の実施を働きかけるとともに、要望があった場合は適切に対応する。 ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントでの広報活動や、連絡協議会等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。</p>	<p>&lt;主な指標等&gt; 1. 環境学習や見学の実施 2. 啓発活動の実施</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 〔1. 環境学習や見学の実施〕 ○連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけるよう、資料やこれまでの取組を紹介し機構が積極的に対応することを周知した。  ○ホームページに「校外学習」の募集案内について掲載するとともに、出前講座の実施についても引き続き案内を行った。  ○環境学習や見学、小中学校等での出前講座については、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、環境学習や見学の実施はなかった。  〔2. 啓発活動の実施〕 ○福岡空港で3年ぶりに開催された「空の日」イベント（9月11日、12日）に参加し、イベント来場者へ機構のパンフレット、マスクケース及びノベルティ配布により、機構の事業を紹介するなどの広報活動を行った。また、事業制度を改めて地域住民へ周知するため、広報活動の充実を図った。 ・マスクケースの配布 ・移転補償跡地への横断幕設置</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定： B  ・校外学習及び出前講座の実施について、引き続きホームページにおいて募集案内を行うとともに、連絡協議会メンバーの関係自治体に対し、これまでの校外学習の取組を紹介し機構が積極的に出前講座を実施する用意があることを周知することができた。  ・福岡空港の「空の日」イベントで、機構のパンフレットやノベルティの配布により、機構の事業を地域住民等へ周知することができた。  以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ④	空港と周辺地域の共生と連携の強化 地域住民のニーズの把握		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	—	④地域ニーズの把握 機構に寄せられた 質問・意見を検討し、 地域住民のニーズの 把握に努めることで よりよい事業を実施 していく。	④地域住民のニーズ の把握 引き続き、機構の ホームページや、自 治体情報誌への広報 掲載、機構のパンフ レット等に記載して いるお問い合わせ・ ご意見募集窓口か ら、機構に寄せられ た質問・意見を検討 し、地域住民のニー ズの把握に努めるこ とでよりよい事業を 実施していく。	<主な指標等> 1. 質問・意見の募集	<主要な業務実績> 〔1. 質問・意見の募集〕 ○地域住民からのニーズを把握するため、 ホームページに「ご意見・お問い合わせ」 専用フォームを設け、幅広く意見等の募集 を行っているほか、関係自治体で配布して いる機構のパンフレットに意見等の提出 方法を記載し、地域住民からのニーズの把 握にも対応している。	<評定と根拠> 評定： B  ・ホームページに「ご意見・お問い合わせ」 専用フォームを設けており今年度は19件の 問合せがあった。また、機構のパンフレット に意見等の提出方法を記載し、関係自治体 の住民窓口において配布するなど、地域住 民からのニーズ把握に向けた募集に努めて いる。  以上により、中期計画等を十分に達成し ているものと判断し、B評価とした。	評定 B  <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると 確認できた。	

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (4) ①	運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 研修員の受入れ		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	<p>(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進</p> <p>国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。</p>	<p>(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進</p> <p>国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。</p> <p>①研修員の受入れ 運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、平成31年4月頃予定の空港運営事業開始日以降から環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも1名以上受け入れ、研修を行う。</p>	<p>(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進</p> <p>国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。</p> <p>①研修員の受入れ 運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者派遣の研修員に対し研修の実施を通じて機構業務の習熟を図る。</p>	<p>&lt;主な指標等&gt;</p> <p>1. 研修員の受入れ</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>[1. 研修員の受入れ]</p> <p>○「独立行政法人改革等に関する基本的方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、平成31年4月から福岡空港運営権者より研修員1名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始している。今年度は、4月から地域振興課で住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業及び緑地造成事業について、11月から補償課で移転補償事業について実務研修（OJT）を行った。</p> <p>業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。（措置状況：「一部実施・実施中」）</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定： B</p> <p>・機構で実施している事業を福岡空港運営権者へ円滑に継承するため、平成31年4月から研修員1名を受け入れており、機構の業務を習得するための実務研修を着実に実施している。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (4) ②	運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 業務の可視化パターン化の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	<p>②業務の可視化パターン化の推進</p> <p>内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図り、それを元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行う。</p>	<p>②業務の可視化パターン化の推進</p> <p>内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、内部統制委員会の分科会であるリスク管理委員会に諮り、内容や質の充実及びリスクの低減を図っていく。</p>	<p>&lt;主な指標等&gt;</p> <p>1.業務フローチャート等の作成</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>[1.業務フローチャート等の作成]</p> <p>○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、業務フローチャート及びリスク管理表を元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業承継を行う予定である。</p> <p>今年度は、リスク項目及び具体的な対策について検討を行い、業務フローチャート及びリスク管理表の再点検を行った。その結果、業務フローチャートは19のフローチャートを見直すとともに、リスク管理表は15のリスク項目について見直しを行った。また、内部監査で指摘された事項について、業務フローチャートの見直しを行った。</p> <p>業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。 (措置状況：「一部実施・実施中」)</p> <p>【参考】 独立行政法人改革等に関する基本的方針 (平成25年12月24日閣議決定) &lt;各法人等において講ずべき措置&gt; 本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成25年法律第67号)」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。</p> <p>福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。</p> <p>本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定： B</p> <p>・リスク管理委員会により業務フローチャート及びリスク管理表に係る点検結果の検証を行い、監査などで新たに発見されたリスクに対して、所要の見直しを行うなど、リスク低減を図った。</p> <p>・リスク管理委員会を通じたモニタリング等を継続することで、業務の可視化、パターン化を推進している。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (5)	騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
—	(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途 騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。	(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途 騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 特になし。	<評価と根拠> 評価：—	評価	—	

4. その他参考情報
—